○但馬広域行政事務組合決裁規程

平成７年11月１日
訓令第２号

改正　平成11年３月５日　訓令第１号
平成18年３月１日　訓令第１号
平成28年３月31日　訓令第１号

（目的）

第１条　この規程は、管理者の権限に属する事務についての決裁の区分及び手続きを定め、責任の所在を明確にし、合理的かつ能率的な事務の処理を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　決裁とは、管理者又は専決者が管理者の権限に属する事務について最終的にその意思決定することをいう。

⑵　専決とは、専決者がこの規程に定める範囲に属する事務について決裁することをいう。

⑶　代決とは、管理者又は専決者が不在のとき、この規程に定める者が代わって決裁することをいう。

⑷　専決者とは、副管理者、事務局長、参与、次長、課長、参事、課長補佐、主幹、係長、主査をいう。

（効力）

第３条　この規程によりなされた専決及び代決は、管理者の決裁と同一の効果を有するものである。

（決裁及び専決事項）

第４条　管理者の決裁を有する事項及び専決者が専決できる事項は、別表のとおりとする。

２　参与の専決できる事項は、事務局長が別に定める事項に限り、別表中事務局長の専決事項とする。

３　次長の専決できる事項は、事務局長が別に定める事項に限り、別表中事務局長の専決事項とする。

４　参事の専決できる事項は、事務局長が別に定める事項に限り、別表中課長の専決事項とする。ただし、特別の場合を除き、課長の合議に付さなければならない。

５　主幹の専決できる事項は、課長が別に定める事項に限り、別表中課長補佐の専決事項とする。ただし、特別の場合を除き、課長補佐の合議に付さなければならない。

６　主査の専決できる事項は、課長が別に定める事項に限り、別表中係長の専決事項とする。ただし、特別の場合を除き、係長の合議に付さなければならない。

（専決事項の特例）

第５条　この規程により専決できる事項であっても、次の各号に該当する事項については、上司の決裁を受けなければならない。

⑴　異例に属し、先例となると認められる事項

⑵　紛議論争のある事項又は将来その原因となる恐れがあると認められる事項

⑶　その他特に上司の決裁が必要と認められる事項

第６条　専決者が専決した場合において必要と認めるときは、その専決した事項を上司に報告しなければならない。

（代決）

第７条　管理者が決裁する事項について、管理者が不在のときは、副管理者がその事項を代決する。

２　前項の場合、副管理者が不在のときは、事務局長がその事項を代決する。

第８条　事務局長が専決する事項について、事務局長が不在のときは、次長がその専決を代決する。

２　前項の場合、次長が不在のときは、その事項を所管する課長がその事項を代決する。

第９条　課長が専決する事項について、課長が不在のときは、課長補佐又はその事項を所管する主幹がその事項を代決する。

２　前項の場合、課長補佐及び主幹が不在のときは、その事項を所管する係長がその事項を代決する。

第10条　課長補佐が専決する事項について、課長補佐が不在のときは、その事項を所管する係長がその事項を代決する。

２　前項の場合、係長が不在のときは、その事項を所管する職員であらかじめ課長が指定した職員がその事項を代決する。

第11条　係長が専決する事項について、係長が不在のときは、課長の指定する職員がその事項を代決する。

第12条　第７条から前条までの規定は、あらかじめ指示を受けた事項及び緊急を要する事項に限りすることができる。

（代決後の手続き）

第13条　代決をした事項については、速やかに後閲を受けなければならない。ただし、あらかじめ後閲を要しない旨の指示を受けた事項については、この限りではない。

附　則

この規程は、平成７年11月１日から施行する。

附　則（平成11年３月５日訓令第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年３月１日訓令第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年３月31日訓令第１号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

（合議欄の合議を受けるものは、権限事項の相当の職でその事務を分掌する者）

１　一般的事項

区　　分	権　限　事　項	決裁区分 係長	課長補佐	課長	事務局長	管理者	合　議
儀　　式	１　儀式及び表彰				軽　　易	重　　要	
	２　組合以外のものが行う表彰の被表彰者の推薦				軽　　易	重　　要	
基本方針の決定	１　組合の重要施策の決定					○	
	２　事務局の基本計画の決定					○	
	３　課の業務計画の決定				○		
組　　織	１　組合組織及びその運営方針の決定					○	
	２　事務分掌及び職務権限の決定				○		
議　　会	１　組合議会の招集決定					○	
	２　同上への提案事項決定					○	
広報公聴	１　報道機関への情報提供			軽　　易	重　　要	特に重要	
	２　組合広報の発行				○		
	３　陳情、要望の決定				軽　　易	重　　要	
訴　　訟					軽　　易	重　　要	

２　人事に関すること

事務の執行	１　実施計画に基づく具体的事務事業の執行			軽　　易	重　　要		

人　　事	1　基本方針及び基本計画の策定					○	
	2　組合議会の同意を要する特別職の任免					○	
	3　職員の任免					○	
	4　臨時職員の任免、更新				○		
	5　配属職員の配置				主任級以下	係長級以上	
	6　任用試験の実施				○		
給　　与	1　昇給の決定				普通昇給	特別昇給	
	2　扶養親族の認定			総務企画			
	3　通勤方法の認定			総務企画			
	4　住居手当等の認定			総務企画			
賞罰、服務	1　職員の表彰並びに分限及び懲戒					○	
	2　職務専念義務の免除				○		
	3　営利企業の従事等の許可				○		
	4　年次有給休暇			課長補佐級以下	課長級	事務局長	
	5　特別休暇早退等の承認			課長補佐級以下	課長級	事務局長	
	6　管理職員特別勤務命令			課長補佐級以下	課長級	事務局長	
	7　時間外（休日）勤務命令			課長補佐級以下	課長級	事務局長	
	8　旅行命令及び復命の受理			課長補佐級以下	課長級	事務局長	

研　　修	1　基本方針の決定				○		
	2　実施			総務企画			
公務災害					○		

3　法令、文書に関すること

例　　規	1　条例、規則、規程等の制定及び改廃					○	
	2　共通事務の処理方針等				○		
文　　書	1　保存年限の決定			○			
	2　公簿による証明	○					
	3　告示、広告及び公表			軽　　易	重　　要		
公　　印	1　制定又は改廃				○		
	2　公印の看守			総務企画			

4　財務に関すること

予　　算	1　方針の決定及び編成					○	
	2　予算の流用決定						
	⑴　同一項内各目間				○		
	⑵　同一目内各節間			○			
	3　配当替			○			
	4　予備費の充当			総務企画			
	5　資金前途			総務企画			
	6　振替、更正			○			
	7　概算払等の精算			総務企画			

	8　債務負担行為を伴う契約及び長期継続契約					○	
収　　入	1　寄付金贈与の申込の承認					○	
	2　賦課額の決定等			○			
	3　納付書の発行等	○					
	4　減免			定　　例	異　　例		
	5　不能欠損等の決定				○		
支　　出	1　予算の範囲内で支出負担行為の決定						
	⑴　交際費				○		
	⑵　報酬、給料その他これに類するもの				○		
	⑶　投資、出資金、寄付金及び賠償金					○	
	⑷　扶助費、償還金利子及び割引料、積立金、繰出金、貸付金及び公課金			○			
	⑸　報奨金、負担金、補助金、交付金、補償及び補填金				○		
	⑹　食糧費				○		
	⑺　賄材料			○			
	⑻　修繕料			200万円未満	200万円以上		
	⑼　役務費、使用料、賃借料、原材料費及び需用費（食糧費は除く）			○			
	⑽　旅費				○		
	⑾　委託料、工事請負費、公有財産購入費及び備品購入費			200万円未満	200万円以上		

	2　支出命令をすること。 ⑴　支出負担行為が事務局長以上のもの				○		
	⑵　支出負担行為が課長のもの			○			
基金、歳計外現金及び一時借入金	1　決定				○		
	2　受入及び払出			○			
財　　産	1　公有財産の取得及び交換の決定並びに契約 ⑴　１件1,000万円以上					○	
	⑵　１件1,000万円未満				○		
	2　普通財産の売却及び譲与の決定並びに契約					○	
	3　普通財産の貸付及び不動産の借受の決定並びに契約					○	
	4普通財産の建物又は工作物の取壊しの決定					○	
	5　行政財産の目的外使用の許可					○	
	6　行政財産の用途廃止及び用途変更の決定					○	
	7　公有地と隣接地との境界の決定				○		
	8　公有財産の管理上必要な措置の決定			○			
物　　品	1　物品の取得、譲渡及び管理の決定並びに契約（賃貸借を含む。）				○		

	2　物品の廃棄の決定			○			
	3　物品の管理上必要な措置の決定			○			
工事の施行及び業務の委託	1　重要な工事の設計の決定(変更を含む。)					○	
	2　工事の施行及び業務の委託の決定並びに指名業者又は随意契約の相手方の決定						
	⑴　1件3,000万円以上					○	
	⑵　1件3,000万円未満				○		
	3　入札予定価格及び最低制限価格の決定並びに契約						
	⑴　1件3,000万円以上					○	
	⑵　1件3,000万円未満				○		
	4　工事の工程並びに工事請負者の現場代理人及び主任技術者の承認			○			
	5　工事の着手及び完成の認定			○			